

平成 27 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 日本化学産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 柳澤英二
(コード番号 4094 東証第2部)
問合せ先 総務部長 百瀬 譲
(TEL. 03-3873-9223)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月28日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の当社第90回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

現行会社法では、社外取締役と責任限定契約を締結できることとされており、また「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「改正会社法」といいます。）では、社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結できることになりました。

これらに伴い、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、現行会社法および改正会社法の規定に基づき、第30条第2項および第41条第2項の一部を変更するものであります。なお、第41条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月26日
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日

以上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第 30条 (条文省略)</p> <p>②当社は、<u>社外</u>取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、法令で定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除) 第 41条 (条文省略)</p> <p>②当社は、<u>社外</u>監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、法令で定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 30条 (現行どおり)</p> <p>②当社は、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任について、法令で定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除) 第 41条 (現行どおり)</p> <p>②当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任について、法令で定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>